# JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合

(第1回会合)

2014年3月27日(木)

 $(13:00\sim14:17)$ 

国際協力銀行本店9階講堂

# 【司会】

では、時間になりましたので、これより国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮 確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第1回会合を開催致しま す。

皆さま、本日はお忙しいところをお時間頂戴致しまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます国際協力銀行経営企画部の牛田と申します。ひとつよろしくお願い致します。

まず、早速ですけれども、本日の議題について JBIC, NEXI からご説明させていただきますけれども、その前に私より、1点留意事項でございます。前回会合と同じでございますけれども、本日この会合の議事録というのは、透明性確保の観点もございまして、後日私どものウェブ等で公開させていただく予定でございます。一方で、ご出席いただいている皆さまのプライバシーを確保するという観点から、映像あるいは写真の撮影は控えていただきたいと。録音自体することは構わないんですけれども、録音の公開は控えていただきたいというお願いでございます。ご理解・ご協力のほどをよろしくお願い致します。

では、また元に戻りまして、本日の議題について、JBIC, NEXI の方から説明させていただきます。よろしくお願いします。

#### 【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日はご多忙の中、多数の皆さまにご出席いただき、 誠にありがとうございます。初めに私の方から、本日の議題についてご説明させていただき たいと思っております。

前回、昨年の 12 月の準備会合で、初回の会合では本格的なコンサルテーションに入るに 先立って、NGO それから産業界をはじめとするステークホルダーの皆さんの目線合わせ、頭 の整理との観点から、5 年前の前回の環境ガイドライン改訂以降の国際的な議論の進展や現 行ガイドラインの実施状況について、JBIC、NEXI から説明させていただくと、そのように 申し上げさせていただいております。

今回は、このうち5年前の前回の環境ガイドライン改訂以降の国際的な議論の進展、すなわち OECD の環境コモンアプローチの改訂、それから世銀、IFC といった国際機関や、他の国の公的輸出信用機関(ECA)の環境ガイドラインの動向について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

現行ガイドラインの実施状況については、次回、第2回会合の議題として説明させていただくことを考えております。今回および次回での説明により、目線合わせ、議論の土台となる共通認識を皆様方に持っていただき、第3回会合以降の個別論点に係る本格的な議論に入っていければと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

さて、本日の説明でございますが、環境コンサルタントであり、JBIC、NEXI の環境ガイ

ドラインの運用にも大変精通しておられますイー・アンド・イーソリューションズにお願いをしております。国際的な議論の進展や各国の取り組み、これをこの分野の専門家であられるイー・アンド・イーソリューションズ様の方から客観的にご説明いただくことで、今後の環境ガイドライン改訂の議論を、より実りのあるものにしていけたらなと、そのように考えている次第でございます。OECD の環境コモンアプローチと国際機関の基準については、この5年程度、前回改訂時からの改訂箇所やその動向を中心に、それから他国の公的輸出信用機関については、各機関の環境ガイドラインがどのような形で制定されているかという比較を中心にご説明をしていただくこととなっております。

なお、先程申し上げましたとおり、本日はあくまでも第3回会合以降の本格的な協議に向けての目線合わせを主たる目的とするものでございますので、個別イシューの議論、すなわち JBIC、NEXI の環境ガイドラインに取り込むべきとか、取り込まなくてもよいといったような具体的な議論には、立ち入らないこととしております。ご説明後に質問の時間を設ける予定ですが、この点、ご理解いただきたくお願い申し上げたいと思います。

時間も限られておりますので、早々、イー・アンド・イーソリューションズの方からのご説明に移りたいと思いますが、その前に、前回の準備会合以降の動きについて、簡単にご紹介させていただきます。2月中旬に「環境・持続社会」研究センター、FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク、メコンウォッチの4者様の連名で、JBIC、NEXI の環境社会配慮ガイドライン改訂に対するNGO提言といったものを頂戴致しました。その後、JBIC、NEXI のホームページにもアップさせていただいております。貴重なご意見、どうもありがとうございました。次々回以降、環境ガイドラインの内容に関する具体的な議論に入る予定ですので、まだご意見をいただいていない方々からも、いただければ大変ありがたいなと考えております。それでは、イー・アンド・イーソリューションズの二郷さん、ご説明をよろしくお願い致します。

# 【イーアント、イーソリューションス、二郷】

イー・アンド・イーソリューションズ株式会社グローバル環境グループ、二郷と申します。 本日はよろしくお願い致します。

本年度、弊社と致しまして、国際機関および主要輸出信用機関等の環境社会配慮に係る調査を、JBIC 様より業務委託いただきました。こちらの調査結果を踏まえて、本日は国際機関と他国公的機関の環境ガイドラインの動向に合わせ、JBIC さん NEXI さんのガイドラインのベースとなっております、OECD の環境コモンアプローチの改訂の動向についてご説明させていただきたいと思います。

今日の発表内容ですが、4部構成で考えております。まず第1部と致しまして、OECD の環境コモンアプローチの改訂の内容。第2部と致しまして、主要な国際機関の動向。第3部と致しまして、主要輸出信用機関(ECA)の近年の動向。そして第4部と致しまして、1部から3部のまとめをさせていただきます。それでは始めさせていただきます。

まず第1部と致しまして、OECD の環境コモンアプローチの改訂内容です。まず、OECD の環境コモンアプローチとは何かといった点からご説明させていただきたいと思うんですが、まず OECD の環境コモンアプローチとは、OECD 輸出信用部会(ECG)により策定されている公的輸出信用機関のための環境上の指針です。

こちらは実は環境問題の高まりを受けて、OECD 加盟国の ECA が共通の環境上の指針を作成しようという動きが高まりまして、1998 年、輸出信用と環境に関する意図表明という形で発表致しました。こちらが現在の OECD の環境コモンアプローチの前身となります。その後 2001 年 11 月に OECD の環境コモンアプローチが公開されまして、その後このコモンアプローチが 2003 年、2005 年、2007 年、2012 年といった 4 回の改訂を経て、現行のコモンアプローチに至っております。

こちらの OECD の環境コモンアプローチは、加盟メンバーは輸出信用を供与するに当たり、順守すべき共通の環境社会審査手法を定めたルールであると言われております。実際この OECD の環境コモンアプローチと各国の ECA がどのように取り組んでいるかといった点ですが、コモンアプローチに基づいて、加盟メンバーの ECA がそれぞれの方法で運用を行っているというのが実態です。JBIC さん、NEXI さんのように独自のガイドラインを制定して、その OECD の環境コモンアプローチの内容を反映させたガイドラインをベースに運用を行っている場合、もしくは特にガイドライン等を制定せず、各 ECA がコモンアプローチに準じた形で運用を行っている場合、様々なケースが想定されますが、実態としましては、それぞれの加盟メンバーに運用方針は任されているということになります。

JBIC さん、NEXI さんのガイドラインにつきましても、この環境コモンアプローチを反映させた内容となっておりまして、JBIC さんのガイドラインの前書きの箇所にも、『OECD での議論等を踏まえて策定されたものであり、これらの進展を勘案して、今後も必要に応じて見直されるもの』というふうに明記がされております。前回のガイドラインの改訂、2009 年ですが、このときは、前回の OECD の環境コモンアプローチ 2007 年版の内容が反映された形でガイドラインが策定されました。ですので、今回 2012 年に OECD の環境コモンアプローチが改訂されているんですが、この内容を十分に検討した上で、どのような形で新しいガイドラインに反映させていくかといったことが、今後の議論になってくるかと思います。

さてこの OECD の環境コモンアプローチですが、適用の範囲というのが環境コモンアプローチ上で定められております。適用範囲は、融資期間もしくは償還期間が2年以上の輸出信用供与案件とされておりまして、この輸出信用供与案件以外のものは、厳密に言うと、OECDの環境コモンアプローチの適用外となります。ですので、各ECAによっては、この輸出信用供与案件に該当しない場合には適用外として、コモンアプローチに準じた形での審査を行っていない場合というのもありますが、こちらについては後ほど、第3部のほうでご説明させていただきます。

OECD の環境コモンアプローチの適用範囲のうち、その後審査、環境社会配慮確認を行っていくものというのがスクリーニングがかけられるのですが、このスクリーニング対象とな

るものは、影響を受けやすい地域の近傍に立地し、もしくは 1000 万 SDR 以上の融資の場合 ということが、環境コモンアプローチ上規定されております。

さて、2012 年、0ECD の環境コモンアプローチが改訂されたと先ほど申し上げましたが、この改訂ポイントをまとめさせていただきました。かなりの所で文章が追記・修正されているんですが、大きく分けると、今日纏めさせていただいた6点に集約されると考えております。

まず1点目、社会に関する追記です。こちら、単純に文言の追記というふうに捉えることができるんですが、これまで環境に関してのみ、エンバイロメントとだけ言及されていた箇所に、エンバイロメント・アンド・ソーシャルという形で、『社会』が追記されました。これにより、これまで環境影響、エンバイロメンタルインパクトとされていた所が、全てエンバイロメント・アンド・ソーシャルインパクトというふうに記載されています。実際には、これまでもソーシャルの部分については、環境コモンアプローチ上配慮しつつ、その他の国際機関の動向も踏まえて、そのような審査を行っていたと理解できますが、このソーシャルという言葉が追加されたことにより、より社会面への配慮が求められたことになるのかなという印象を受けております。

そして 2 点目、人権に係る取り組みに関する追記です。OECD の環境コモンアプローチ上、人権の保護および尊重ということについて明記がされました。特にコモンアプローチでは、環境社会影響を特定した上で、その影響を審査していくべきと書かれているんですが、この潜在的な社会影響の中に、『プロジェクト関連の人権への影響』という文言が追記されております。この人権への影響というのはどういったものが含まれるのかという点ですが、この中には強制労働であるとか、児童労働、生命を脅かす職業上の安全衛生といったものも含まれており、この人権ということに対する配慮が求められることになりました。

これを踏まえて、企業の社会的責任を求める指針である OECD の多国籍企業ガイドライン、こちらについて、この OECD の多国籍企業ガイドラインとは何かという話にもなるんですが、こちらは 1976 年に多国籍企業の行動に関して、OECD の加盟国政府が、責任ある行動をとるように勧告する指針として策定されたもので、こちらの 2011 年の改訂時、こちらのガイドライン上も人権という文言が追記されております。ですので、これを踏まえて、OECD の環境コモンアプローチをリファーする場合にも、OECD の多国籍企業ガイドラインに関しても注意すべきである、という文言が追記されております。

3 点目と致しましては、気候変動に係る取り組みです。人権と同様に潜在的な環境への影響の中に、これまでは著しい大気への排出の中には含まれていなかった『温室効果ガス』という文言が追記されました。これは、世界的に気候変動の取り組みに対する強化といったものが反映されたものだと考えております。特に以下の事項に係る OECD、今、2 点挙げておりますが、OECD 輸出信用部会(ECG)への報告について明記されております。

具体的に申し上げますと、二酸化炭素換算の排出量が年間 2 万 5000 トンを超えると推定 されるプロジェクトの場合、これはどういったプロジェクトかというところなんですが、大 規模な火力発電プロジェクト、化石燃料の火力発電プロジェクトは概ねここに該当すると考えていただいて問題はないと思います。かつ JBIC さん、NEXI さんが融資や保険を掛けるような化学プラントであるとか、あとは発電を伴うようなプロジェクトの場合は、この二酸化炭素換算の排出量が年間 2 万 5000 トンを超過すると考えていただいて問題はないかと思います。このような場合には、事業者さんの方から報告があった場合において、ECA の方で取りまとめて、OECD の輸出信用部会へ報告するという文言が追記されております。

併せて排出原単位 700 グラム/kWh 以上の新しい化石燃料火力発電プロジェクトの場合には、どういった対策を取って温室効果ガスを削減するのか、気候変動対策に取り組むのかといった影響緩和策についても、具体的に報告があった場合において ECG へ報告する旨が追記されました。

4 点目と致しまして、具体的な国際基準の取り扱いが挙げられます。これまで OECD の環境コモンアプローチでは明確に示されていなかったものが、具体的な記述が記載されました。まず 1 点目としましては、IFC のパフォーマンススタンダードの適用の拡大です。これまではプロジェクトファイナンス案件場合のみが IFC のパフォーマンススタンダード、その他の案件の場合には、世銀のセーフガードポリシーを適用するというふうに記載されていましたが、今回の 2012 年の改訂においては、プロジェクトファイナンスに合わせて、プロジェクトファイナンスの特徴を有するストラクチャードファイナンスの場合、もしくは協調融資を行うその他の金融機関がパフォーマンススタンダードを適用している場合、こういった場合においては、IFC パフォーマンススタンダードも適用させるという文言が追記されております。

2点目と致しましては、世銀グループのEHSガイドラインのベンチマークとして活用する旨が明記されました。具体的に、この世銀グループのEHSガイドラインとは何なのかという話は、また後ほどご説明させていただきますが、通常JBICさん、NEXIさん、他国のECAが環境社会配慮確認を行う場合に、汚染対策の分野でよくリファーしているのが、この世銀グループのEHSガイドラインになります。こちらのほうが具体的にこれをベンチマークとしましょうということで、OECDの環境コモンアプローチに明記されております。

そして3点目としましては、特定セクターの国際的に認められている基準を参照する旨が明記されております。具体的に言いますと、原子力セクターの場合には、原子力安全条約・IAEA の基準。水力発電の場合には、世界ダム委員会のレポート等、具体的にこういったガイドラインがありますということが、環境コモンアプローチ上明記されております。なお、これらの具体的な国際基準、これらに適合できない場合、往々にしてプロジェクトによっては数値基準といったものには満足できない、具体的な取り組みが十分に満足できないといった場合が想定されるんですが、こういった場合には、OECD輸出信用部会・ECGへ、なぜそのようなことが起こったのかの報告義務、今後どのような対応を行っていくのか、モニタリング手順といったものも報告する旨が追記されております。

5 点目としまして、事業者へ対する要求事項が追記されました。審査時点において、プロ

ジェクト実施する事業者の方々の行うプロジェクトそのものが、要求事項を満足できない場合、もっと追加的なアクションを起こしたほうがいいと判断された場合においては、プロジェクトスポンサーへ追加的なアクションプラン、行動計画を作る旨、要求するということが明記されております。またカテゴリーA プロジェクトの場合には、具体的にモニタリングレポートを各 ECA に提出するようにと明記されました。

6 点目です。こちらはちょっと簡単にまとめさせていただいたんですが、その他としてまとめております。まず具体的には、アソシエーティドファシリティーズ、関連施設の定義が、コモンアプローチ上明記化されております。実はこのアソシエーティドファシリティーズというのは何かという話は、IFC のパフォーマンススタンダードの中にも定義がされているんですが、プロジェクトの構成要素ではないが、プロジェクトが実施されなければ建設も拡張もされないもの、かつプロジェクトが実施するためには、その施設、アソシエーティドファシリティーズが必要不可欠であるといったことが定義になっております。この定義がそのままリファーされる形で環境コモンアプローチのほうにも明記されております。

そして最後のポイントですね。カテゴリーAの例示リストの追記というふうに、ここでまとめさせていただいておりますが、OECDの環境コモンアプローチのアネックス 1、別添の資料の 1 の所には、カテゴリーA となるプロジェクト、著しい影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトの例示のリストが付いております。ここの例示のリストが、部分部分、様々なセクターにおいて修正・追記がされているんですが、新しいセクターとして加わったのが、今、ここに書かせていただいている、新設の採石場を含む新規のセメント工場というのが、セクターとして追記されました。

その他のセクターについては、セクターそのものが追加されたわけではなく、微修正というか、それぞれセクターごとにカテゴリーAの適用範囲が記載されております。あくまでもこれは例示リストですので、全てのそこに該当する案件がカテゴリーAとなるわけではないのですが、一応目線として、目安として用いられるものです。同じこの例示リストには、これまでですと影響を受ける人数が大規模な非自発的住民移転、つまりプロジェクトを行い、住民の方々が移転を伴う場合、こういった場合はカテゴリーAになる可能性があるというふうに書かれていたところに加えて、『影響を受ける人数が大規模な用地取得』という言葉も追記されております。つまり移転を伴わない場合、ランドアクイジションの場合においても、カテゴリーAになる可能性があるということが追加されました。

ここまで、2012 年の OECD の環境コモンアプローチの改訂ポイントを説明させていただきましたが、内容そのもの、かなり加筆・修正されておりますが、具体的な内容については、これまでやってきたこととあまり大きな違いはないのかなといった印象です。ただ、より現実的、かつ具体的な記述に改訂されたというふうに考えております。ただし、新たな取り組みとして、先程申し上げた人権に係る問題、そして気候変動に係る問題については、新たな取組として追加がされております。ここまでが OECD の環境コモンアプローチの改訂ポイントになります。

次に主要国際機関の動向についてご説明をさせていただきます。こちらは実は主要な環境社会に係るガイドラインの策定年表という形で、表にしてまとめさせていただいているんですが、こちらのプロジェクターで映している方だと、少し小さいと思いますので、そちらのお手持ちの資料でご覧いただければなと思います。具体的な細かな説明は、ここでは割愛させていただきますが、随時説明させていただくに当たって、少し戻ったりもしますので、参考にしていただければなと思います。今回主要な国際機関として取り上げさせていただいたのは4機関あります。まず世界銀行。この表でいう青い所ですね。世界銀行そして世界銀行グループの一つであるIFC・国際金融公社、そしてアジア開発銀行(ADB)、そして欧州復興開発銀行(EBRD)、この4機関を主要な国際機関として取り上げて調査を行いました。それに合わせて、一番最後に紫色で示させていただいておりますが、市中銀行の環境社会配慮のとして認知されております赤道原則の方も、今回取り上げさせていただいております。

まず世界銀行の方からご説明させていただきます。世界銀行における環境社会配慮確認のガイドラインに相当するものというのは、世銀のセーフガードポリシーと呼ばれるものです。そもそもこの世銀のセーフガードポリシーとは何かという話ですが、1980 年代から、世銀は環境社会配慮政策やそのための組織の充実などに、積極的に取り組んできました。この結果、このセーフガードポリシーの前身となるガイドラインというものを世銀の方で持っていたんですが、これらが世界的な流れのベンチマークといった、参考にされるガイドラインとして、昔から認知されておりまして、これまで他の開発援助関連機関の環境社会配慮政策に大きな影響を与えてきたものと認識されております。

現行の世銀のセーフガードポリシーは、先ほどの9ページ目のスライドの策定年表を見ていただくと分かるんですが、実は 1980 年代から世銀は取り組みを行っていますので、この策定年表外の所にあるんですが、現行の世銀のセーフガードポリシーは 1999 年から 2005 年にかけて作られたもので、第三者や環境への負の影響、意図しない副作用を防止するための方針を取りまとめたものということになっております。現在、10 の運用政策(OP)と行内手続き(BP、バンクプロシージャ)から構成されております。

この OP と BP というのは何かという話なんですが、各項目、この 10 のセーフガードポリシー、それぞれの項目で環境アセスメント、自然生息地、森林、害虫管理、先住民族、文化遺産、非自発的住民移転、ダムの安全管理、国際水路、紛争地域。今、10 個を申し上げたんですが、この項目に係るセーフガードポリシーが制定されております。

実は先ほどの策定年表を見ると、世銀のセーフガードポリシー、1999 年から 2005 年にかけて作られているんですが、これまでに部分部分で微修正、各 OP、BP において修正がかけられているんですが、大々的な大幅な改訂というのが行われておりません。実は世銀のセーフガードポリシーは、現在改訂プロセスにありまして、その改訂の背景と致しましては、近年、世銀の業務形態がかなり変わってきており、現行のセーフガードポリシーを新たなものとするべきだという必要性が挙がったこと、そしてセーフガードポリシーの運用面、監督面、監視面、報告面をもっと強化すべきだという、世銀内部の声が上がったこと、またステーク

ホルダーからコメントを受けたこと、そして社会問題に係るセーフガードポリシーが、近年 の世界的な動向を受けて、強化するべきだという声が挙がったこと。

特に現行のセーフガードポリシーは、10年ぐらい前に作られておりますので、現行セーフガードポリシーでカバーされていないイシューというのが、ここに挙げさせていただいているとおり、ジェンダーであるとか、労働環境といったものはあまり重点的にはセーフガードポリシーではカバーされていません。ですので、この点についても特に強化をするべきだという声が挙がっております。これらの状況を踏まえて、現在、世銀のほうでは現行のセーフガードポリシーをベースとしつつも、さまざまな要素を盛り込んだ上で、新たな統合的な枠組みを目指すということで、改訂が進められています。

現在の状況ですが、まずこのセーフガードポリシーの改訂、2012 年から改訂プロセスが開始されておりまして、2 年かけて 3 フェーズで実施するというふうにパブリックアナウンスがされております。フェーズ 1 としては、2012 年 10 月から 2013 年 4 月にかけて、世界各地でコンサルテーションが実施され、この結果ステークホルダーからのコメントというのを抽出している段階です。実はフェーズ 2 というのは、コンサルテーションの結果を踏まえて、セーフガードポリシーのドラフト案を世銀のほうで公開するということになっていたんですが、現在このフェーズ 2 というのはまだ開始されていない状況です。最終的なこのフェーズ 3 では、セーフガードポリシーを最終形に向けてまとめていくという作業が行われるということなんですが、現在そのフェーズ 2 が遅れている段階ですので、当初の予定ですと2014 年、2012 年から開始されて 2 年かけてということだったので、2014 年中にある程度形が見えてくるのかなと思っていたんですが、後ろ倒しになるのではないのかなと、個人的には考えております。

実はこの世銀のセーフガードポリシー、改訂に当たりまして、世銀のほうで方針を示したアプローチペーパーというのを公開しました。この公開されたアプローチペーパー上、新たな検討課題として挙げられているのが、ここに示している七つの課題になります。まず先ほどから、OECD の環境コモンアプローチのときにもご説明させていただいたとおり、人権の問題について、まず一つめの検討課題。二つ目が労働環境。三つ目がジェンダー。四つ目が社会的弱者への配慮。

五つ目がちょっとここ長いんですが、先住民族との事前の十分な情報に基づく合意ということで、実はここ FPIC というふうにまとめて書かせていただいているんですが、元来これまでですと、プロジェクトの周辺に先住民族の方々が生活している場合、事前に十分な情報を公開した上で、十分な協議を行うというのが求められてきました。これまでこの、『Free, Prior, and Informed Consent』と書かれているんですが、この『Consent』という部分が『Consultation』というふうに書かれており、それまでは協議を行うことというふうに求められていたんですが、今回、新たな検討課題として『Consent』という言葉が書かれております。

これは具体的にどういうことかと申しますと、先住民族の方々と事前に十分な情報を与え

た上で協議を行うだけでなく、かつ合意まできちんと取得しようという流れがこの FPIC の現在の考え方で、最後の『C』の部分が同じ C なんですが、意味が少し変わってきている、これらについて、世銀としても検討課題として挙げています。6 点目が用地取得の問題と天然資源。そして七つ目が気候変動ということで、この七つのイシューについては、世銀としましても、セーフガードポリシーにどのような形で取り込んでいくか、反映させていくかというのは、今後議論になっていくのかなと考えております。

次に同じ世銀グループですが、国際金融公社(IFC)における環境社会配慮確認のガイドラインです。正確に申しますと、国際金融公社(IFC)のガイドラインというのは、持続可能性枠組み『Sustainability Framework』と申しまして、実はここに書いてあるパフォーマンススタンダードと持続可能性ポリシーと情報公開政策、この三つから構成されるのが持続可能性枠組みと呼ばれるものです。これが IFC の環境社会配慮確認のためのガイドラインと言えることができると思います。

では、ここに書かれている IFC のパフォーマンススタンダードとは何かという話なんですが、IFC が貸し出し条件として顧客に対し順守を求める基準が、このパフォーマンススタンダードになります。言い換えると、実施するプロジェクトに求められる要求事項、つまり JBIC さんのガイドラインで言いますと、第 2 部に相当する所が、このパフォーマンススタンダードというふうに認識していただければいいかなと思います。

このパフォーマンススタンダードですが、現行のパフォーマンススタンダード、八つのパフォーマンススタンダードから構成されておりまして、PS1 から PS8 まであります。こちらについては、パフォーマンススタンダードというか、持続可能性枠組みが 2012 年に改訂が行われまして、その改訂ポイントとして、こちらをまとめさせていただきました。全てを説明させていただくと、少し長くなってしまいますので、簡単にご説明させていただきます。

まず PS1 についてですが、PS1、何が書かれているパフォーマンススタンダードかと申しますと、環境社会アセスメントとその管理システムについて書かれているのが、この PS1 になります。PS1 の改訂では、特にステークホルダーの関与、ステークホルダー・エンゲージメントというのが大きな柱として盛り込まれました。このため、従来のコミュニティー、周辺に生活するコミュニティーだけではなく、それ以上により広い範囲でのステークホルダーを関与させて、多くのステークホルダーの意見を事業のプロセスに反映させるという形で、強化が行われております。

次が、改訂の大きなポイントとしましては、PS3です。こちら PS3は、汚染対策に係るパフォーマンススタンダードというふうに認識されております。ここに書かせていただいたとおり、温室効果ガスについては、CO2換算で年間2万5000トン以上排出する事業者に対して、プロジェクトから直接的な温室効果ガスの排出量および間接的な排出量を定量化するべきであるということが明記されました。これ実は、この2012年の改訂前のパフォーマンススタンダード上では、年間10万トン以上の温室効果ガスを排出する事業者に適用されていたものなんですが、これが2万5000トンとなったことで、より多くのプロジェクトがここ

に該当するといったことになります。ちなみにこの 2 万 5000 トンというのは、先ほど OECD の環境コモンアプローチでも出てきた数値になります。

3 点目、PS5 を取り上げさせていただきました。PS5 は、農地取得の非自発的住民移転に関して書かれているパフォーマンススタンダードです。従来、土地収用および住民移転といった形について、このPS5 においては、さまざまな配慮の方針が示されていたんですが、これまで土地の使用制限は、これまではプロジェクトが行われる土地そのものについての配慮が求められていたところ、プロジェクトの実施に伴い、土地の使用や資源利用のアクセスが制限される場合においても、この配慮が求められるということになりました。つまり、この土地の使用制限の捉え方といった概念が拡大したことになります。

次が PS6 です。パフォーマンススタンダードの 6、こちら生物多様性と自然の資源、持続可能な管理について記載されている箇所です。ここでは生態系サービスの持続可能な管理方法および影響緩和策について考慮するということが追記されました。そもそもこの自然生態系サービスとは何ぞや、という話なんですが、生態系サービスとは、生態系から得ることができる便益であるというふうに定義されております。つまり保護区や貴重種といった種の保護や、生物多様性、動植物、こういったものの保護・保全だけに限らず、周辺生態系全体に依存する様々な事象、ここにはそこの生態系を利用するコミュニティーや、周辺に生活する人々といったものが含まれるんですが、この周辺生態系全体に依存するさまざまな事象に対しても、PS6 に基づき配慮するべきだというふうに文言が追加されております。こちらについては、具体的にどのような形で評価をしていくのかというのは、今まだ各国際機関によって検討段階にあるというふうには理解しておりますが、より広い範囲で生態系への配慮が求められるようになってきているのかなと思います。

次ですね。先ほど少し世銀の所でも説明させていただいた、影響を受ける先住民族とのコンサルテーションの内容強化。こちらは先程説明させていただいた FPIC の C の件が 2012 年の改訂において、『Consultation』から『Consent』へ変更されました。

PS、次の項が最後になります。文化遺産に対するパフォーマンススタンダードになる PS8。これまでですと、文化遺産そのものを保護するといったことが明記されていたんですが、これらに加えて、文化遺産へアクセスする、そのアクセスのルートも確保するようにと明記されています。今回は私の方で6点、改訂ポイントとして挙げさせていただきましたが、これ以外にも、かなりの所でパフォーマンススタンダードが改訂されていますので、また別の機会に何かあれば、そのパフォーマンススタンダードの改訂点についてはご説明させていただければなと思います。

次、世銀グループの EHS ガイドラインの改訂についてです。先程少し簡単にご説明させていただきましたが、この世銀グループの EHS ガイドラインとは何かというお話ですが、そもそもこの世銀グループの EHS ガイドラインは、昔は世銀が作っている PPAH・汚染防止ハンドブックというものがありまして、この EHS ガイドラインではなく、世銀が作っている PPAH というものがありました。これとは別の形で、IFC が、世銀が作っていないセクターに

ついて、EHS ガイドラインというのを策定していたんですが、これらを統合する形で、現行の EHS ガイドラインというものが策定されています。

この経緯については、先ほど申し上げた9ページ目の策定年表の方を見ていただくと簡単に分かるかと思うんですが、2007年に世界銀行の汚染防止・削減ハンドブック(PPAH)と IFC が持っていた EHS ガイドラインというのが統合されまして、2007年から 2008年にかけて、この EHS ガイドラインが作られております。今、こちらでは世銀グループの EHS ガイドラインというふうに記載されておりますが、そもそも世銀が持っていた PPAH と IFC のものを統合させたということで、現在世銀グループでは、この EHS ガイドラインを守らなければいけないガイドラインとして理解されておりまして。ただ管理している、所管しているのは IFCですので、よく IFC の EHS ガイドラインとも呼ばれることもあります。

この世銀グループのEHS ガイドラインとは、環境と労働安全分野に焦点を当てて、プロジェクトを実施する際の目標とすべき数値基準や汚染対策等を、セクター別に定めたものです。共通のガイドライン、われわれはよくジェネラルガイドラインと呼びますが、ジェネラルガイドラインとその他 62 のセクター別ガイドラインを策定済みです。恐らく JBIC さん、NEXIさんが参照している EHS ガイドラインは、全ての 62 セクターに網羅しているわけではなく、一部分しか使っていないと考えますが、こちらにおいては、沖合における石油・ガス開発、火力発電、化学プラント、そういった代表的なセクターについては、ほとんど網羅されていると考えて間違いないと思います。

現在、この世銀グループの EHS ガイドラインは改訂プロセスにありまして、この改訂の目的としましては、国際的なグッドプラクティスの反映をさせること、そして世銀グループのセクター戦略、ここには 2012 年に世銀グループが環境戦略を公開しているんですが、こちらの内容も含まれるこのセクター戦略と連携させる形で、同じように改訂をしようという流れ、そして IFC の持続可能性枠組み、先程申し上げたパフォーマンススタンダードを含むサステナビリティフレームワークの 2012 年版と EHS ガイドラインを一致させようということでこの内容を反映すること、これが改訂目的の三つ挙げられる点になります。

現在の世銀グループの EHS ガイドラインの改訂の動向ですが、2012 年 2 月、EHS ガイドラインの改訂プロセスが開始されております。一応、現在の公開情報によると、2015 年末までに四つのフェーズで実施される予定ということで、現在第 1 フェーズと第 2 フェーズが行われており、第 1 フェーズのほうでは、2013 年 2 月から開始されておりまして、今、進められている段階です。ここで対象となっているのが、共通ガイドラインとその他セクター別の方では 6 セクターが対象となっており、この 6 セクターには Offshore oil and gas development、沖合における石油・ガス開発、そして風力発電といったものが含まれております。

第2フェーズも並行して、2013年10月から開始されておりまして、ここでは第1フェーズと同様、ジェネラルガイドラインそしてその他13セクター、ここにはLNGのプラントですね、あとは火力発電、それから陸上の石油・ガス開発といったセクターが含まれています。

この第1フェーズと第2フェーズが今進められている段階です。

第3と第4フェーズについては、この第1フェーズと第2フェーズの結果を踏まえて、2014年、今年から来年にかけて実施される見込みとのことですが、前回の EHS ガイドラインが作られたときもかなりの時間を要しておりまして、最後まで残っていたのが火力発電のセクターがなかなかセットされず、結構年数を要したなという気がしております。スケジュールどおりに進めばいいんですが、全ての 62 セクター分が揃うまでには、まだ数年のスパンでかかるのかなという、個人的な見解があります。

世銀のセーフガードポリシーと同様、EHS ガイドラインのほうの改訂に当たっても、IFC のほうでアプローチペーパーというのを公開しておりまして、こちらのほうで 62 のセクターに合わせて、追加のセクターも検討するとしております。ここで挙げられております追加のセクターというのが、水力発電・ハイドロパワーと太陽光発電、この 2 点について新規の策定を計画中ということで、こちらについては、恐らく最終的には追加されるのではないかなと考えております。

次が、欧州復興開発銀行(EBRD)の環境社会ポリシーです。こちらについては 2008 年に作られた EBRD の環境社会ポリシーがあるんですが、こちらも現在改訂のプロセスにあります。 EBRD の内部では、2012 年から内部レビューというのを開始しておりまして、2012 年から 2013 年にかけて、EBRD のポリシーとその他の国際機関との比較を実施したり、ステークホルダーからコメントを受け付けたりということを行っておりました。

つい 2 カ月前になります 2014 年 1 月 20 日に、EBRD は環境社会ポリシーと情報公開政策 そして異議申し立て手続き、EBRD の場合 ECM と呼ばれるんですが、こちらの三つのドラフトを公開しております。この改訂案として公開されておりまして、2014 年 3 月 5 日、今月の頭までパブリックコメントのほうを受け付けておりました。現在はこのパブコメは、受付は終了している段階です。このパブコメを受け付けているのと並行して、2014 年 2 月に EBRD が融資を実行する欧州内、モロッコ、ウクライナ、グルジア、カザフスタン、モスクワ、ブルガリア、ロンドンにおいてコンサルテーションを実施し、ここでもステークホルダーからのコメントを受け付けております。

現在公開されている情報によりますと、2014 年 5 月には理事会の承認を得る見込みというふうに書かれていますが、こちらもまだスケジュールはアップデートされておりませんので、今後どうなるかは注視が必要かなと思います。

EBRD の環境社会ポリシーですが、まだ現行として改訂が終わっていませんので、2014 年 1 月に公開された改訂案における改訂ポイントをここに挙げさせていただきました。まず人権とジェンダーに関する重要性および責任について、明確に環境社会ポリシーのほうにおいて言及されています。あと、カテゴリーC の定義が修正されました。これはドラフト案ですので、最終的にどのような形になるかはまだ分かりません。住民移転発生時の補償に関する要求事項は強化され、また生物多様性への影響に係る適応的管理、適応型のアプローチ、また生物多様性における優先事項についても具体的に言及がされております。ただこちらにつ

いて、あくまで改訂案における改訂ポイントですので、今後どういった形で最終形ができて くるのかというのを、十分に確認する必要があるかなと考えております。

ここまで、国際機関に関してご説明させていただいたんですが、もう一つ取り上げさせていただきます。赤道原則に係る改訂です。そもそもこの赤道原則とは何かと申しますと、融資に伴う環境社会リスクを減じるための民間銀行、市中銀行さんの自発的な取り組みとしてスタートしております。もともとこの赤道原則、エクエータープリンシプルズは 2003 年に制定されて、その後 2 回改訂が行われています。2013 年 6 月にまた改訂が行われていまして、これが銀行側の赤道原則となります。

原則としまして赤道原則を採択した民間銀行は、赤道原則を順守する案件に対してのみ融資することが求められるということで、現在この赤道原則、先程申し上げた 2013 年 6 月に改訂された第三版(EPIII)と呼ばれますが、こちらは 2014 年 1 月、今年の頭から全面移行とされておりまして、この現行版の EPIIIを採択している銀行というのは、世界で 79 機関、現在ございます。この 79 機関の中には、本邦の、日本国内における民間金融機関として三菱東京 UFJ 銀行さん、みずほ銀行さん、そして三井住友銀行さんの 3 銀行さんがこちらを採択しております。合わせて、これはちょっと特徴的な点ですが、ECA、先程申し上げております JBIC さん、NEXI さんのような各国の ECA においても、4 機関がこの赤道原則を採択しております。この採択している 4 機関というのが、カナダの EDC、アメリカの米輸銀(USEXIM)、オーストラリアの EFIC、デンマークの EKF、この 4 機関が ECA として赤道原則を採択しております。

この赤道原則、2013 年 6 月に発行した EPIIIですが、改訂されたポイントをここに 4 点挙 げさせていただきました。まずこの赤道原則の適用範囲が拡大されております。これまでは 赤道原則の適用範囲はプロジェクトファイナンス案件のみということでしたが、これに合わせて、プロジェクトが特定されるプロジェクト紐付きのコーポレートローンまで適用が広が りました。これにより、コーポレートローンまでも審査を行わなければいけないということで、恐らく案件数が増えているのではないかなと思います。そして気候変動に対する取り組みについても、改訂ポイントの一つとして挙げています。3 点目が、先住民族の FPIC。こちらは先程から何度か出てきていますが、こちらも『Consultation』から『Consent』へ、『C』の意味が変わっております。そして最後のポイントとして、情報公開の拡充および透明性の向上ということで、カテゴリーA の場合、環境社会影響評価の概要をウェブで公開すること。また温室効果ガスの二酸化炭素換算 10 万トン以上の場合に排出量を開示することといった、情報公開の拡充が行われております。これが赤道原則の改訂の大きなポイントです。

ここからは第 3 部としまして、主要輸出信用機関(ECA)の環境社会配慮確認についてご説明させていただきます。今回弊社が調査対象とした ECA は、ここに挙げております 6 機関になります。アメリカの輸出入銀行(USEXIM)、カナダの輸出開発公社(EDC)、イギリスの輸出ファイナンス(UKEF)、ドイツの Euler Hermes、フランスの Coface、そして韓国輸出入銀行(KEXIM)ということで、計 6 機関に関して調査させていただきました。今回の発表では、こ

れに合わせて、参考情報として JBIC さん NEXI さんの動向についても記載させていただいております。

まず各調査対象機関、ECA の環境ガイドラインの制定および公開状況についてです。こちらの「〇・×」、「あり・なし」という形で記載させていただいておりますが、各国 ECA とも、OECD の環境コモンアプローチをベースにして環境社会配慮確認を行っているというのは、共通の事項です。ただし、ECA の運用方法については違いが見られまして、独自のガイドラインを持たず、OECD の環境コモンアプローチをそのまま使うこととしている機関も存在しておりまして、これに該当するのが Coface と UKEF の 2 機関になります。こちらについては独自のガイドラインを有していませんので、公開等も行っておりません。独自のガイドラインを有している米輸銀、EDC、Euler Hermes、KEXIM、そして JBIC さん、NEXI さん。合わせて皆さん公開しているんですが、韓国輸銀のみこの環境社会ガイドラインというものは内部向けのポリシーということで、公開は行っておりません。

直近の改訂としましては、各 ECA とも、OECD の環境コモンアプローチが改訂されたことを受けて、改訂プロセスが進められております。米輸銀については昨年の 6 月。カナダの EDC については今年 2014 年に実施する予定。Euler Hermes については昨年の 11 月に改訂が行われており、JBIC さん、NEXI さんもこれから改訂プロセスが開始されるということで、各国 ECA とも、この新しい環境コモンアプローチを反映させる形でガイドラインを取りまとめていくのかなというふうに認識しております。

各 ECA のスクリーニングおよびカテゴリー分類の方法です。スクリーニングにあたっては、 先程最初に環境コモンアプローチの適用範囲とスクリーニング対象を説明させていただきま したが、コモンアプローチの適用範囲のみを対象にする場合と、その機関が融資する全ての 案件に対して実施する場合と、二つのパターンに大きく分けることができます。米輸銀、 UKEF については、コモンアプローチの適用範囲のみがガイドラインに基づいて審査が行わ れる対象となっておりますが、その他の機関については、全てのプロジェクトに対してスク リーニングが行われ、カテゴリー分類が行われることになります。ただ NEXI さんについて は2年以上の保険案件が対象となっております。

カテゴリー分類の定義ですが、これは OECD の環境コモンアプローチに記載されているカテゴリー分類をそのまま踏襲している形で、このカテゴリー分類は、国際機関のカテゴリー分類とほぼ同じというふうに考えていただいて問題ないと思います。ここにカテゴリーA、B、C と書かせていただいていますが、著しい影響を及ぼす可能性があるプロジェクトはカテゴリーA、影響があるものの限定的であるものが B、そして影響がない、若しくは僅かであるものがカテゴリーC という形で、各機関とも同じような形でカテゴリー分類を行っております。

JBIC さんの場合にカテゴリーFI というものが存在しますが、これはあくまでも業務形態に応じたもので、金融仲介者を通じて融資を行う場合には、このカテゴリーFI に分類するということで、ちょっと特徴的なカテゴリーに見えますが、これはあくまでも業務形態に対

して分類しているということです。

1 点、この Euler Hermes の所にハイリスクというカテゴリーを記載させておりますが、Euler Hermes については、全てのプロジェクトがスクリーニング対象となっておりまして、カテゴリー分けをするのはコモンアプローチの適用範囲のみ A、B、C というふうに分類し、コモンアプローチの適用外の場合には、ハイリスクかハイリスクじゃないかという判断を行っておりますので、ここにカテゴリーとしてハイリスクというふうに記載させていただきました。細かな違いはありますが、原則的には同じカテゴリー分類・定義を持ち、各 ECA ともA、B、C に分けているというふうに考えていただいて問題ないかと思います。

次が ECA の環境レビューおよびモニタリングについてです。ここに関しては、特に表にしておりません。これは各 ECA ともほぼ同じような形で行っているというふうに判断されたため、まとめて記載しております。まず環境レビューについてですが、環境レビューの結果を各機関の審査の責任部門が取りまとめ、それを融資契約に反映させているというのが各機関とも共通の事項です。そして各機関とも現地国の基準および法制度は順守することはマストの条件となっておりまして、国際的な基準、例えば EHS ガイドラインの数値基準であるとか、パフォーマンススタンダード、世銀のセーフガードポリシーといった、国際的な要求事項を満足できない場合には、その妥当性、なぜこれが満足できないのかというのを、周辺状況等々鑑みその妥当性を確認している、これは共通の事項として言えると思います。

そしてここで挙げている、参照する国際基準ですが、各機関ともこの三つを三大基準として挙げておりました。まず1点目が世銀のセーフガードポリシー、2点目がIFCのパフォーマンススタンダード、3点目が世銀グループのEHSガイドライン。これが、各ECAが通常の審査において用いている三大基準と言えます。

ただし、世銀のセーフガードポリシー、先程申し上げたとおり、改訂プロセスになっており、各 ECA 全てとは言いませんが、ECA によっては世銀のセーフガードポリシーは少し古いというか、2012 年版の IFC パフォーマンススタンダードに書かれている文言、要求事項より少し弱めであるということから、現在、IFC のパフォーマンススタンダードをより重視する傾向にあると言えると思います。ただ、世銀のセーフガードポリシーが改訂されれば、恐らくそちらもリファーする形になっていくというふうに考えられます。

モニタリングの方法ですが、原則として、各 ECA とも顧客から提出されたモニタリングレポートに基づいて、ECA の内部でモニタリングを実施しております。モニタリングの期間は、融資期間中継続するというのが原則であり、途中でモニタリングを中止するということはないということでした。

次、ECA の情報公開の状況です。代表的な情報公開の内容として、ここに 4 点挙げさせていただいております。まずカテゴリー分類の結果、先程申し上げたカテゴリーA、B、C、JBIC さんの場合 FI もですが、このカテゴリー分類の結果を、各 ECA とも公開を行っております。ただ、ECA が環境レビューを行った結果については各機関でばらつきが見られました。環境レビューの結果を公開していたのは米輸銀、EDC、UKEF、Coface、そして JBIC さん、

NEXI さんの 6 機関において公開しております。ただし米輸銀と EDC と UKEF にアスタリスクを付けさせていただいているんですが、こちらは顧客の方々、プロジェクトを実施しているスポンサーの方々が同意をしてくれた場合においてのみ結果を公開しているために、全てのカテゴリーA の案件について公開されているわけではありません。

モニタリング結果については、原則として、各 ECA とも事業者が実施しているモニタリング結果をそのまま公開しておりまして、ECA が行ったモニタリングの内容を公開している機関はありませんでした。モニタリング結果を公開しているのは、JBIC を含む 2 機関、米輸銀と JBIC さんになるんですが、いずれにおいても、JBIC さんの場合には現地で一般に公開されている範囲。米輸銀の場合には、公開することは可能であるが、マストではないために、現実としては公開を行っていない状況です。なので、条件付きで公開ということで、アスタリスクを付けております。

環境社会評価関連文書については、全ての機関において公開を行っております。環境社会評価関連文書とは何かと申しますと、厳密に言うと、EIA、ESIA、環境影響評価報告書これに該当するもの、先住民族計画、そして住民移転計画、こういったものがここの環境社会評価関連文書として公開されているものになります。ここで少し違いが見られたのは、ECAによっては、顧客の方々に公開を促し、そのホームページを各 ECAのウェブサイトにリンクを張る場合と、JBIC さん、NEXI さんのようにホームページそのものに EIA であるとか、住民移転計画であるとか、そういったものをそのまま張り付ける場合とありまして、これは ECAによって対応が違う点かなと思います。

次に ECA における諮問委員会および異議申し立て手続きの有無についてです。表を見ていただくと分かると思うんですが、まず個別案件に係る諮問委員会の設置をしている ECA というものはありませんでした。ただし、個別案件ではないんですが、各機関とも、オンブズマンといった形で、アドバイスを受ける機関というものが存在していまして、特にその個別案件に特化したものではないが、そのコメントをする委員会というものがあると言っていた機関はあります。

異議申し立て手続きの設置状況ですが、環境社会に係る異議申し立て手続きを設置しているのは、EDC と JBIC さん、NEXI さんのみが設置しておりました。他の機関について異議申し立て手続きがないというわけではないんですが、環境社会だけに限らず、ECA 全体への苦情受付窓口であったりとか、そういうものがない場合には、直接メールが届くようなお問い合わせ窓口、そういった所から苦情を受け付けているということで、各機関とも苦情を受け付ける体制は整っているものの、JBIC さん、NEXI さんのように公式な形で異議申し立て手続きを設置しているという所は少ない傾向が見られました。

ここまでが各 ECA における環境社会配慮確認の動向ということでご説明させていただきまして、1 点のみトピックとして、米輸銀(USEXIM)のガイドラインの改訂について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。先程改訂の所で、2013 年 6 月に米輸銀のガイドラインが改訂されたとご説明させていただいたんですが、この改訂ポイントとしまして、ここに

#### 3点挙げております。

IFC のパフォーマンススタンダードの適用範囲の拡大。米輸銀としては、世銀のセーフガードポリシーを参照するものの、必要に応じて IFC のパフォーマンススタンダードを重視するという明記を、ガイドライン上致しました。合わせて、原子力に係る審査手順というものを ANNEX へ追加しております。3 点目の改訂ポイントとしては、実は 2013 年 6 月に改訂されたときには変わっていなかったんですが、昨年 12 月 12 日、実はアメリカのオバマ大統領が示した方針に従い、米輸銀のガイドラインの ANNEX A-2 というのがアップデートされております。これは具体的に何が変わったかと申しますと、この ANNEX A-2 というのは、高炭素排出型プロジェクトのための補足ガイドラインとされておりまして、具体的に申しますと、CO2 をたくさん排出するプロジェクトに関するためのガイドラインがこの ANNEX A-2 に書かれております。

ここでまとめて申し上げますと、原則として米輸銀は、CO2 を多量に排出するプロジェクトに対しては、融資を行わないということを、このガイドライン上明言しました。ただし、これには例外を除くというふうに規定されていまして、この例外というのがここに示した A と B に当たります。

まず、この例外のAというのは、貧困国に立地し、高効率の発電が可能であり、かつその他経済的に妥当な代替案がない場合。ここで言う貧困国というのは何かという話なんですが、こちらは実は世界銀行というのは、IDAと IBRD を二つ合わせて世界銀行と呼ばれるんですが、特に貧困国に対して融資を行っているのは IDA でして、国際開発協会(IDA)が融資が可能な国を貧困国として定義付けしております。こちら米輸銀のサイトを見ていただくと貧困国のリストが出ているんですが、この国に立地しており、かつ効率が高く、その他に妥当な代替案、ガスを燃やすであるとか、風力発電を導入するとか、そういった代替案が想定されない場合においては融資を行うというふうに、このAで示されております。

もう一つが B の場合、この貧困国以外に立地する場合は、CO2 地下貯有技術、CCS とよく呼ばれますが、この技術を導入した場合においては、貧困国以外の場合でも融資は実行するというふうに米輸銀のガイドライン上、示されました。

このように具体的にどういったプロジェクトに対して融資をする、しないというふうに明言している機関は、他の ECA ではありませんので、少しこの米輸銀のガイドラインの改訂は特徴的な所かなと思い、取り上げさせていただきました。

まとめに入ります。1 部、2 部、3 部という形で簡単にまとめさせていただきました。まず1部でご説明させていただいた OECD の環境コモンアプローチ、特に OECD の環境コモンアプローチが『社会』という文言が追加され、社会的な面における配慮というのが強化される傾向にあるのかなと思います。そして新たな取り組みとして、人権および気候変動については、取り組み強化という動きがありました。そして国際基準というものも具体的に明確化されましたので、参照するべき国際基準というのが示されたことになるかなと思います。

そして二つ目、主要国際機関の動向ですが、OECD の環境コモンアプローチと同様、気候

変動への取り組みの強化が進められております。特に社会問題、人権問題と、先程から何度 か出てきている先住民族の FPIC という問題については、各機関とも強化する傾向にあると 認識しております。

3点目ですが、先程少し出てきている人権であるとか、FPICの考え、生態系アプローチといった、少し聞き慣れない言葉がさまざま出てきたと思うんですが、このような新たな課題というのは、どのように評価をして、どのように結論を下すのかというのは、各国際機関とも試行錯誤の状態です。我々コンサルと致しましても、どのような形で結論を出すのがベストなのかという明確な答えが出ていない状況ですので、今後この辺の検討を進めていかなければいけない、重要なポイントになるかなと思っております。

最後に4点目に挙げさせていただいた環境社会配慮確認時点におけるプロジェクトの情報 が十分に入手できない場合の評価方法という、あまり今回のプレゼンでは触れてはいないん ですが、赤道原則のほうの改訂に伴い、プロジェクトファイナンスのみではなく、コーポレ ートローンの方まで適用範囲が拡大されたというふうに申し上げましたが、このように適用 範囲が拡大されることにより、プロジェクトの融資の実行時に、プロジェクトが定まってい ない、固まっていない、EIA ができていない場合等というのが、多くの国際機関でも想定さ れております。特に世銀であれば、プロジェクトが特定されないようなプログラムに関する 融資であるとか、セクター向けの融資、政府へ向ける融資といったものについては、特にそ のプロジェクトが分からないので、どういった環境社会影響が想定されるのかというのがピ ックアップしにくい。これらの評価点については今後十分に、どのような形で評価していく のかという検討が必要だというふうに、各機関とも言っておりました。なので、これらを 我々の方でも、コンサルとしても考えていかなければいけない点なのかなと考えております 三つ目としては ECA の動向を挙げさせていただいております。簡単にまとめますと、各国 ECA とも、OECD の環境コモンアプローチをベースに環境社会配慮確認を実施しておりますの で、基本的な目線であるとか、評価手法、結論の出し方といったものに大きな違いは見られ ません。特にスクリーニング、カテゴリー分類、環境レビュー、モニタリング、参照する国 際基準といったものについては、皆さんほぼほぼ同一の流れで行っているというふうに認識 しております。

ただし、情報公開の内容および公式な異議申し立て手続きの有無、こちらについては、各機関において対応に違いがあり、それぞれの国の状況であるとかを反映した形で、各 ECA がこれらの対応を行っているのかなというふうに認識しております。

駆け足になりましたが、以上になります。ありがとうございました。

#### 【司会】

ご説明ありがとうございました。では、続いて、質問の時間に移ろうと思うのですけれど も、その前にというか、先ほど冒頭でご説明させていただきました、趣旨説明のところであ りましたように、本日環境ガイドラインの内容に踏み込んだものということではございませ んので、ご質問は事実関係等を中心にやっていただければと思います。それからご発言の際には、手を挙げていただいて、それから所属、それから名前を頂戴できればと思います。ただ、匿名でということであれば、匿名でということでも結構ですので、その旨おっしゃってください。また、この場では、名前を言えるんだけれども、議事録では匿名にしてくださいとかいうようなパターンもお受け致しますので、必要であれば、そんなふうにおっしゃっていただければと思います。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。何かございますでしょうか。

#### 【JACSES 田辺】

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)の田辺と申します。1 点質問、1 点コメントなんですが、質問は23 ページのECAの情報公開なんですが、各ECAで環境社会評価関連文書をどのような言語で公開しているか、もし分かれば教えていただきたいと思いまして。現状、JBIC さん、NEXI さん現地語で公開されることが多くて、なかなか我々もその翻訳に苦労しているところがありまして、他のECAから時々英語版を入手することがありますので、その辺をちょっと教えていただければと思います。

それからコメントなんですが、いろんな国際機関でセーフガード政策を調査されていたかと思うんですが、セーフガードに関連した配慮事項というのがですね、セクター政策とかに広がって策定されている場合もあって、そういえば最後にご紹介いただいた石炭の話なんかは、どっちかと言うとエネルギー政策で各国際機関が策定されていますので、若干そういった別のポリシーというのも幾つかの国際機関にはあるということを補足させていただければと思います。以上です。

### 【司会】

はい、ありがとうございました。では、1 点目のご質問。情報公開の言語についてですけれども。二郷さん、お願い致します。

## 【イーアンドイーソリューションズ 二郷】

情報公開の言語についてですが、各 ECA とも、作成されたそのものの EIA の方を公開しております。なので、翻訳版の公開をしている ECA はありません。

### 【司会】

ありがとうございました。他にどなたかご質問なり、ございますでしょうか。よろしゅう ございますでしょうか。この場でないということであれば、じゃあ、よろしければ、最後に JBIC、NEXIの方から、次回以降の予定について。はい。

# 【JACSES 田辺】

すみません、JACSES の田辺です。1 件、JBIC さんのウェブサイトにも公開させていただいたかと思うんですが、NGO の方で提言書をまとめまして、JBIC さん、NEXI さんに提出させていただきました。4団体で、現段階で 21 項目で、政策の動向であるとか、これまで我々が見てきた案件等をベースに提案せていただきました。内容については、今後のコンサルテーションでいろいろ説明させていただきたいと思いますが、取りあえずご参照までということでお願いします。

#### 【司会】

はい、ありがとうございました。では、もし他にないようでございますと、次回以降の流れについて、JBIC、NEXI からご説明をさせていただいて、その後閉会ということにさせていただきたいと思います。お願いします。

# 【国際協力銀行 稲葉】

次回以降のスケジュール感でございますけれども、次回、第2回コンサルテーション会合におきましては、先程もご紹介致しましたとおり、現行のガイドライン、これの実施状況、ちゃんとガイドラインに基づいて、環境社会配慮確認を行っているかどうかというのを、私ども自身でレビューさせていただいておりますので、その中間報告的なものをさせていただきたいなと考えております。

日程につきましては、4 月下旬、ゴールデンウィーク前に何とか開催させていただけたらなと考えております。具体的には4月24とか25とか、その辺りを念頭に置いております。 今後会場の手配等整いましたところで、また2週間前をめどにご連絡をさせていただけたらなと考えておりますので、次回もよろしくご参集のほどをお願い申し上げます。

その後でございますけれども、これも先程申し上げましたとおり、第3回会合以降は、ガイドラインの改訂に関する具体的な議論、協議、コンサルテーションに入ることとしたいと考えております。これは連休を挟むこともありましてですね、5月下旬から6月中旬辺りで行えたらなと考えておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

先ほど NGO の方から、要望書のお話がございましたけれども、どうもありがとうございました。21 項目ということですけれども、今後追加も随時受け付けますので、21 に留まらず、追加がある場合には、適宜追加で出していただければと思います。

それから産業界の方をはじめ、まだご意見をお寄せいただいていない方々からも、もしご要望があるようであれば、次回ですとか、第3回の前辺りまでには、私どもの方にご提出いただければ、それを直ちに私どもと NEXI のホームページにアップさせていただきたいなと。それを基に第3回以降の本格的な協議・議論に入っていけたら大変ありがたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げて、本日閉会とさせていただきたいと思っております。どうも本日はお忙しいところをありがとうございました。 (了)